

発 大 監 第 1 5 号
平成 2 9 年 5 月 2 3 日

住民監査請求に係る措置 について

平成 2 9 年 2 月 2 0 日付で、地方自治法第 2 4 2 条 1 項の規定に基づく住民監査請求について、大山町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第 2 4 2 条 9 項の規定により措置した結果を下記のとおり公表します。

大山町監査委員 石黒 澄男
同 西山 富三郎

記

- 1 勧告に基づく措置結果について
別紙のとおり

別紙

受大総第 256 号
平成 29 年 5 月 15 日

大山町監査委員 石 黒 澄 男 様
同 西 山 富 三 郎 様

大山町長 竹 口 大 紀



勧告に基づく措置について(通知)

地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき平成 29 年 4 月 20 日付発大監第 3 号で勧告のあった下記事項について、次のとおり措置したので通知します。

記

1 (勧告事項)

平成 28 年 3 月 11 日に締結した「だいせんエコトラックスシステム仕様策定業務」の変更契約に基づき平成 28 年 4 月 25 日に支払った 1,112,400 円については、平成 29 年 5 月 19 日までに、返還を請求するよう勧告する。

2 (措置内容)

勧告に基づき平成 29 年 4 月 26 日付で特定非営利活動法人大山中海観光推進機構へ対し委託料返還請求を行い、5 月 11 日に 1,112,400 円が返還された。

